

史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務 企画提案仕様書

1 業務名

史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務

2 業務の対象施設

名 称 史跡垣ノ島遺跡

所 在 地 函館市臼尻町4 1 6 番地4 ほか

面 積 9 2, 7 4 9 m²

公開開始日 令和3年7月28日(世界遺産登録決定日の翌日)

供用時間 4～10月: 9時から17時

11～3月: 9時から16時

休 場 日 12月29日～1月3日

入 場 料 無料(定時解説および発掘体験も無料)

※詳細は別添資料集を参照のこと

3 業務のコンセプト

- (1) 最新のデジタル技術で縄文文化を正しく、楽しく、わかりやすく伝える。
- (2) 市民・観光客・児童・生徒・障がい者・外国人など、多様な利用者の満足度を向上する。
- (3) 縄文遺跡への誘客を促進する。

4 企画提案の内容

(1) 共通事項

- ア すべての利用者にとって、わかりやすく、利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮した構成および内容とすること。
- イ 現地スタッフによる解説との併用においても効果的な構成および内容とすること。
- ウ 多様な利用者に対する事前の訪問意欲や事後の再来訪意欲の向上に繋がる内容を組み入れること。
- エ コンテンツ内容のうち、特に縄文時代に係る時代考証については、業務担当部課の監修を受け十分に協議することとし、また承認を受けること。
- オ 令和4年7月下旬(世界遺産登録および垣ノ島遺跡オープン1周年)に合わせて、デジタルコンテンツの一部運用を開始すること。

(2) 動画作成(提案様式2-1)

- ア 遺跡見学への導入として、期待感を想起する、以下の内容を含んだイントロダクション動画を作成すること。
 - (ア) 遺跡の概要
 - (イ) 縄文文化を育んだ豊かな自然環境や立地
 - (ウ) 居住域(集落)の変遷(縄文早期前半～後期後半: 約6,000年間)
 - (エ) 盛り土遺構の形成過程(縄文前期後半～後期前半: 約1,000年間)※(ウ)(エ)は時間軸とともに連続的に推移する映像とすること

- (オ) 足形付土版や漆塗注口土器など著名出土品の紹介
- (カ) 世界遺産における顕著な普遍的価値（OUV/Outstanding Universal Value）や位置付けの解説
- イ CGなどデジタル技術を効果的に活用すること。
- ウ 作成する動画は、4(5)ウで設置するデジタルサイネージおよびモバイル端末で提供することとし、長さは3分程度とすること。

(3) アプリケーション作成（提案様式2-2）

- ア 現地でモバイル端末を介し提供する、以下の内容を含んだ案内・解説に供するアプリケーションを作成すること。
 - (ア) 縄文時代の生活の様子（狩猟，採集，ムラの暮らしなど）
 - (イ) 竪穴建物の外観，群立する分布状況
 - (ウ) 盛り土遺構の土中の様子（発掘調査の状況：遺物出土，土層堆積など）
 - (エ) 縄文当時を想起させる自然環境（植生，生態系など）
 - (オ) 変化に富んだ多様な景観（四季の移ろい，一日の時間経過など）
- イ ARやCGなどデジタル技術を効果的に活用すること。
- ウ 保存整備した現地の地形や景観を活かした現地性の高い内容とすること。
- エ 入口ゲートを起点に，定時解説のルート（別添資料集参照）で遺跡内を巡回することを想定して，モバイル端末の位置情報を取得し，適所で上記ア(ア)～(オ)の内容を可視化できる構成とすること。
なお，以下の地点での運用は必須とする。
 - (ア) 体験広場…ア(ア)
 - (イ) 竪穴建物群…ア(イ)
 - (ウ) 盛り土遺構…ア(ウ)
- オ 作成するアプリケーションは，iOSおよびAndroidの最新のバージョンに対応することとし，加えて正規のアプリストア（iOSはApple社の「App store」，AndroidはGoogle社の「Google play」）から配信し，ダウンロードを可能とすること。
- カ 利用者向けにアプリケーションのインストールおよび運用フローを作成し提示すること。

(4) 多言語解説の導入（提案様式2-3）

- ア 4(2)および4(3)で作成する動画とアプリケーションは，日本語のほか，英語，中国語繁体字，中国語簡体字，韓国語に対応し，また言語の切替が可能であること。なお，加えて他の言語を導入することは妨げない。
- イ 既存の案内板について，上記アと同様の言語での解説を導入し，現地でモバイル端末を介し提供すること。
- ウ 上記ア，イについて，視覚や聴覚に障がいのある方や外国人を含むすべての利用者の利便性に配慮し，字幕テキストおよび音声によるガイドを実施し，現地でモバイル端末を介し提供すること。

(5) 必要設備の整備（提案様式2－4）

- ア アプリケーションをダウンロードするスポットとして、展望デッキ1箇所を含む適所に、Wi-Fi環境を整備すること。
- イ 上記アの整備位置や通信範囲および仕様（設置機器、最大通信速度、周波数帯など）について提示すること。
- ウ 4(2)で作成する動画を提供するツールとして、展望デッキに、雨天時や冬季においても屋外で運用可能な全天候型かつ寒冷地仕様のデジタルサイネージ（固定のモニター：46インチ以上）を1基設置すること。
- エ 上記ウの設置位置や設置イメージ図および仕様（モニターのインチ数、輝度、筐体など）について提示すること。
- オ 上記ア、ウの適正な作動、運用に必要な配線等の工事を行うこととし、その電気配線図を提示すること。また施工にあたっては、6(1)にある関連法令を遵守すること。

(6) 運用および保守（提案様式2－5）

- ア デジタルコンテンツ等の簡易な更新が容易にできるなど、継続的な運用が可能なシステムとすること。
- イ 委託契約期間中はデジタルコンテンツ等の保守を適宜行うこと。
- ウ デジタルコンテンツ等の運用に必要な費用（電気料、通信費、サーバー使用料など）は、提案価格に含まない。
- エ デジタルコンテンツ等の運用に必要な費用を、年度毎（令和4年度から7年度）、各費目毎に提示すること。

(7) 提案価格（提案様式3）

- ア 契約上限額の範囲内において、業務の概算費用を算出し、提示すること。
- イ 直接人件費および直接経費は、いずれも提案内容毎に提示し、可能な限り詳細な内訳を記載すること。

(8) 実施体制（提案様式4－1，4－2）

- ア 企画提案者（グループの場合は構成員）が、過去5年間に、国および地方自治体発注の文化財または観光に関するデジタルコンテンツの受注実績の業務名、発注機関、契約年等を記載すること。
- イ 業務を担当する予定者の氏名、担当業務、職務経験年数、類似業務経歴を記載すること。類似業務経歴は、業務名、発注機関、契約年等を記載すること。
- ウ 提案内容の担当別に業務を実施する体制を記載すること。グループの場合は構成員の担当業務を記載すること。
- エ 第三者に業務の一部を再委託する場合は、その内容と委託先を記載すること。

(9) その他の提案（提案様式5）

- ア 市内の小中学校において全児童生徒に割り当てられたタブレット端末（Chromebook Y2 PC-YAE11X21A4J2：計14,636台）を利用した、事前学習などに効果的な活用方法について提案すること。

イ その他，契約上限額の範囲内で本業務を効果的かつ実施可能な企画（事前の訪問意欲および事後の再来訪意欲の向上などを含む）がある場合には，積極的に提案すること。

(10) 実施スケジュール（任意様式）

ア 打合せ，現地調査（撮影等），設備工事，試験運用および動画やアプリケーション，多言語解説の運用時期を提示すること。

イ 7月下旬の一部運用の内容を提示すること。

(11) 公開用企画提案書（任意様式）

ア 受託候補者として選定された際に，一般公開が可能な企画提案の概要を記載すること。

イ 公開に際しては，業務担当部課と内容を協議のうえ修正を行うことがある。

5 著作権等

(1) 本業務において制作した最終成果物に関する著作権は，委託者と受託者の共有とする。

(2) 委託者および受託者は，共有となった著作権について，相手方の承諾を得たうえで，共有著作権を行使または第三者に使用許諾するものとする。

(3) 受託者または第三者が本業務履行前から保有していた著作権は，受託者または第三者に留保されるものとする。

6 留意事項

(1) 対象地が史跡および史跡隣接地であり，また市の定める縄文遺跡群都市景観形成地域にあたることから，文化財保護法や函館市都市景観条例等の関係法令を遵守すること。ただし，本業務に係り史跡の現状変更許可手続き（文化財保護法125条関係）が必要な場合は，事前に内容を協議のうえ業務担当部課が行う。

(2) 史跡垣ノ島遺跡や世界遺産および整備事業の概要，その他参考となる図面等については，別添資料集を参照のこと。加えて，史跡大船遺跡や函館市縄文文化交流センターの復元物や展示資料を参考とすること。なお契約締結後は，別添資料集以外に必要な資料のうち，市が所有するものについては貸与を受けることができる。その他，必要な映像や画像については，受託者が撮影および収集すること。